

すべての人が自分らしく生きられるインクルーシブなまちづくり条例（あかしインクルーシブ条例）

第1章 総則（第1条～第7条）

基本理念

インクルーシブ社会は、次に掲げることを基本として実現されなければならない。

1. 障害者等が、他の者との平等を基礎として、意思の形成又は表明に係る支援その他の必要とする支援を受けられること
2. 障害者等が支援される存在としてのみ捉えられるのではなく、その自己決定権が尊重され、その参画が地域社会全体により効果を生み出すために必要であると理解されること
3. 誰もが日常生活又は社会生活の様々な場面において支援を必要とする状況になり得るとの認識のもと、障害者等が必要なときに必要な支援を受けられることが、誰もが心から安心して暮らせる社会につながると理解されること
4. 誰もがそれぞれの置かれた状況に応じて個性を活かし、持てる力を最大限に発揮すること

市の責務

1. 基本理念にのっとり、インクルーシブ施策を推進する。
2. 職員に対して研修等を行い、職員一人ひとりの意識の向上を図る。
3. 総合的かつ計画的にインクルーシブ施策を推進するために、市の関係部局の横断的かつ一体的な連携を促進する。

市民の役割

1. 基本理念に対する理解を深めるとともに、積極的にインクルーシブな取組を推進するよう努める。
2. 市が実施するインクルーシブ施策に協力するよう努める。

事業者の役割

1. 基本理念に対する理解を深めるとともに、積極的にインクルーシブな取組を推進するよう努める。
2. 市が実施するインクルーシブ施策に協力するよう努める。
3. 誰もが働くことができるよう、職場環境の整備を推進する。

相互に連携協力し、一体となって
インクルーシブな取組を
推進することで・・・

すべての人が大切にされ、誰一人取り残されることのない
インクルーシブ社会を実現する（第1条）

第2章 基本方針(第8条～第11条)

1. あらゆる差別の解消(第8条)

今後生じる差別も含め、「いかなる差別も許さない」という決意のもと、あらゆる差別を解消するために必要な施策を推進する。



意識的な差別を禁止するだけでなく、差別の引き金となる「無理解」「偏見」といった様々な要因や、社会の仕組みから生じる無意識の差別に気付き、一人ひとりが自分事として差別についての問題意識を持つことが大切。

障害者配慮条例の差別解消施策

1. 不当な差別的取り扱いをしない
2. 合理的配慮を提供する

2. 障害者等の参画(第9条)

障害者等の参画を得ることの重要性及び有効性をすべての市民が深く認識するとともに、様々な立場の障害者等の積極的な参画が図られなければならない。

1. 障害者等との対話を通じて、一緒に目的に向かう姿勢で行う。
2. 参加した障害者等の実質的なニーズを踏まえ、検討を行う。
3. 企画立案から評価検証に至るまでの過程に参画機会を確保する。



インクルーシブ社会の実現

障害者等にとって必要な情報が確保されるよう配慮されなければならないとの考えに立って、明石市が施策を実施する。

1. 多種多様なニーズを的確に把握し、必要な情報を障害者等に適切に提供する。
2. 障害者等が円滑に情報を利用し、及びその意思を表示できるよう、情報伝達手段の確保等に関し、必要な施策を講じる。

手話言語・障害者コミュニケーション条例

1. 言語としての手話を広げる
2. 要約筆記、点字、音訳の利用促進
3. 多様なコミュニケーション手段の利用促進

3. 情報の確保及び利用(第10条)

- ・市、市民、事業者及び関係機関は、相互に連携協力し、一体となって、インクルーシブな取組等を推進する。
- ・市は総合的かつ計画的にインクルーシブな取組等を推進するために連携を促進する。



4. 市、市民、事業者及び関係機関の連携協力(第11条)

第3章 インクルーシブ社会の実現に向けた基本的な施策(第12条～第20条)

基本理念や基本方針を踏まえてインクルーシブ社会を実現するために、日常生活・社会生活に関わる様々な分野における具体的な施策を推進する。施策の実施にあたっては、全庁横断的な体制のもと、市民や事業者、関係機関等と相互に連携しながら進める。

インクルーシブ教育の推進(第12条)

子どもたちの声に耳を傾けながら、すべての子どもたちが地域の学校で一緒に学ぶことを基本として、子どもたち自らが多様な学び方を選択できる環境づくりや専門の人材の育成に努める。

災害時要配慮者の支援等(第13条)

災害時に要配慮者の安全が確保できるよう、平常時から地域住民同士のつながりを強化するとともに、市、市民、事業者、関係機関等の連携を図りながら、要配慮者への支援施策を推進する。

総合相談支援体制の整備等(第14条)

障害者等からの様々な相談に総合的に対応できるよう、関係部局の横断的な連携のもと、相談体制を整備し、障害者等の意思決定を尊重し、支援しながら、課題が深刻化する前に解決に導く。

地域生活の支援(第15条)

障害者等が地域で安全に安心して快適に生活できるよう、高齢者・障害者の住まいの確保や支援サービスの提供等、地域での暮らしの支援に関する取組を推進する。また、その推進のために必要な人材を確保するよう努める。



障害者等に対する雇用及び就労の支援(第16条)

市が雇用する障害者等の就労環境を整備するとともに、事業者、関係機関等と相互に連携して、それぞれの特性に応じた適切な雇用及び就労機会の確保に努める。

地域生活関連施設の整備等(第17条)

学校や病院、駅など不特定又は多数の方が利用する施設を、誰もが安全かつ快適に利用できるよう、施設の整備にかかる支援や、施設職員への研修など必要な取組を推進する。

移動手段の確保(第18条)

障害者等を含むすべての市民が安全に安心して移動できるように、切れ目のない移動手段(移動するために必要な情報を含む)の確保や整備に努める。

移動等円滑化促進方針及び基本構想との関係(第19条)

明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画(マスタープラン編)に定めた移動等円滑化促進方針や今後策定を予定している基本構想に基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する。

ユニバーサルツーリズムの促進(第20条)

障害の有無や年齢、性別、国籍等に関わらず、誰もが旅行を安心して楽しむことができる環境を整備し、様々な分野の関係機関と連携してユニバーサルツーリズムの普及促進に努める。